

平成29年度第2回国民健康保険運営協議会 議事概要

日時：平成29年11月16日(木) 16:00～18:00

場所：和歌山県庁 本館3階 特別会議室

出席委員 10名

【被保険者代表委員】

森川委員、林委員、高垣委員

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

木下委員、中西委員、江口委員

【公益代表委員】

波床委員、水城委員

【被用者保険等保険者代表】

宮本委員、上野委員

傍聴者 4名

【議事概要】

○議事（1）和歌山県国民健康保険運営方針（素案）について

- ・資料2-1～2-2に基づき、事務局よりパブリックコメントの実施概要及び結果を説明。
- ・資料2-3に基づき、パブリックコメントを踏まえた運営方針修正案を説明。
- ・資料2-4、2-5に基づき、第1回運営協議会の議論を踏まえた運営方針修正案等について説明

【主な意見・質疑等】

（「●」は各委員の発言概要、「→」は委員からの質問等に対する事務局からの回答）

○議事（1）和歌山県国民健康保険運営方針（素案）について

①決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入（以下「法定外繰入」）の解消・削減について

- これから10年かけて統一保険料（税）を目指すのであれば、積極的な対応で、できるだけ早い時期に解消していただきたい。
- 各市町村の国民健康保険に歴史があり、地域経済の状況も違っている中で、各々の市

町村が判断してきたと思う。

法定外繰入の解消・削減にはいつまでに、というのは必ず出てくるので、進捗状況を公式な場に出すことにより、意見が出てくるかも知れないと思う。

●法定外繰入については、不公平感も感じていて、ゆくゆくは9年間にわたり解消していかないといけないと考える。

●将来に渡って持続的な財政運営を目指すということで、法定外繰入はなくされていくべきではないかと思う。

●何が公平か、というのは悩みどころだと感じる。保険料（税）の資産割についてはどのような状況か？

→現在、和歌山市のみ資産割がなく、残りの29市町村はある。将来的に保険料（税）統一の際には資産割の廃止も目指す。全国的な流れでは廃止の方向だが、急に無くすと若くて働いている方にしわ寄せがくるので、統一までの期間で徐々に解消できればと考えている。

●法定外繰入を無くしていくのは大変ではないかと思う。どこかにしわ寄せがいくのではないか。

→法定外繰入については、全国規模で約3500億円で、そのうち約1000億円が東京都で、大阪・神奈川・福岡も含めて7割程度。

和歌山県では現状は8市町村で法定外繰入を実施していて、一番高いところで1人当たり4万円ほどだが、そこは元々医療費が高く、法定外繰入を入れても県平均より安くなっている訳ではなく、元来厳しいところに止むに止まれず入れているところはある。

今後の取組として保険者努力支援制度等で医療費の適正化を行いながら、時間をかけて解消の方向に徐々に向けていくような計画を作ってもらおうよう、県と市町村で協議していくことになると考えている。

法定外繰入については、保険制度において一部の市町村のみが行っているという公平の観点から問題があるため、今回の制度改革を契機に公費も入る中で医療費の適正化も見ながら、現実的な計画を立てて無くして行って頂きたい、というのが県の考え。

法定外繰入は住民間の負担の公平の観点から無くしていかないと、と思うが、一度に無くすと保険料（税）に対する影響が大きすぎるので、徐々に様子を見ながら、ソフトランディングをして頂けるように進め、最終的に解消していく方向で進めていきたいと県としては考えている。

●法定外繰入については、方向性としては無くしていく方向では、委員の意見が一致し

ていると思うので、運営方針に対してそのような盛り込み方をすることとしたい。

②医療費の適正化の取組について

●データヘルス計画について、未策定の市町村が半数あるが、頑張っで計画を立てていると思うので、期待したい。

●特定健診・特定保健指導については、市町村に委ねられ、取組を頑張ってきたと思うが、県の指導のもとで、全体のレベルアップを図ることが医療費適正化に必要なことではないかと思う。

●医療費の適正化においては、ジェネリックの推進に加えて、残薬管理も進めていくことができれば良いと思う。

●特定健診・特定保健指導の受診率が低く、特に40代の受診率が低いが、遡って考えると、小・中・高校時代で自分の健康は自分で守るという健康教育が力不足ではないかと思う。今の若い方々が、生活習慣病が出てくる年齢に達した際に自分の健康を自分で守るという意識で、積極的に健診を受けるといふ体制の意識付けは将来に渡って重要だと思ふ。

●日本の国民皆保険制度は恵まれていると思うが、一方自ら予防するといふ意識が乏しいとも思われる。予防といふ観点では健診は重要なことだと考える。

●健診について、実際の活動は市町村が行い、県は全体的なコントロールを行う役目ではないと運営していけないと思ふ。各市町村に任せているままでは限界があると思ふ。

●生まれたところがどこかによつて、受診機会の多い少ないや、受診料の高い安いといふのを言い出すと際限がないが、それをどうやって補填していくかは、国や県の責任だと思ふ。

●特定健診、データヘルスについては、実効性と効果を求めるのには時間がかかるし、仕組みを作るのにも四苦八苦しているのが現状。

●被用者保険と国保の連携については、何もかも一緒といふわけにはいかないが、補うことはできるのではないかと思ふ。ただ、すぐに何でもできる訳でもなくいので、協力できるものから徐々に始めていくしかないのではないか。

●ジェネリックに関しては、患者心理からすれば、特に高齢者は医師の言うことに信頼を持っていることもあり、そういったことが言って貰えるような素地になっていければいいと思う。

●法定外繰入にも関連することだが、年数をかけてやらないといけないので、保険料（税）統一までの10年間で、それまでのチェック機能を継続的に行う必要があると思う。

●資料2-5の修正案で、県が保険者協議会の構成員になり連携強化を図るとあるが、具体的にどんなことをしようと考えているのか？

→保険者協議会の構成員になる点については、国保の保険者となるので保険者協議会に入る、という面が一つ。もう一つの面として、県では医療費適正化計画を策定しているが、実際の取組は各保険者をお願いすることになるため、保険者協議会に具体的なお願いをするという、医療費適正化計画を所管する県としての立場として関わる点がある。

県が構成員となることで、各保険者に任せきりだった部分について、県全体を見ながら調整できることを取り組んでいきたいと考えている。

●保険者協議会について、県がもっと積極的な取組を行うことについて、期待している。

●特定健診受診率を上げていくためには、住民の意識変容と行動変容を行う必要がある。

●保険者努力支援制度については、国の方で既に具体的な項目が決まっているが、これをもっと頑張れば収入も増えるが、特定健診・特定保健指導については、国保だけでなく被用者保険と連携していく方が、効果が上がるのではないかと考える。

●保険者努力支援制度の評価項目へ積極的に取り組むことについては、運営方針修正案（資料2-3）でも追記を提案されているが、是非追加をお願いしたい。

●市町村レベルで一生懸命取り組んで頂いているが、更に発展して頂き、県もそれと連携して保険者協議会で提言したり、広域面での調整が必要だと考える。

●医療に対する認識を変える必要があるのではないかと。過剰な医療や、ちょっとした病気で大病院に行く、過剰に薬に頼る等の行動を、被保険者へ啓蒙することも必要ではないか。

素晴らしい皆保険制度があるので、できる限り健全な形で続けて欲しいと思うし、そ

れにより財政の回復にも繋がると思う。

●自分で管理しないで医者にかかるという方も見受けられるので、健診を受けることは大事だと思う。

③その他

●第1回運営協議会で納付金の説明の際、前期高齢者交付金が県に入って配分することで負担が大きくなる市町村があったかと思うが、そういう所は多いのか？

→前期高齢者交付金が県に入ることによる影響はあるが、公費も拡充され、激変緩和の結果下がるところがほとんどだが、一旦激変緩和の対象になれば、激変緩和期間終了後に激変が生じることにもなるので困るという意見もある。

そこは、今回の提案でもあるように、激変緩和期間を9年間に延長し、その間に医療費も下げることで激変を吸収していきたいと考えているが、それは該当市町村だけでなく、全市町村を交えて合意点を見つける必要がある。

●運営方針P49の「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」について、何をするのが分かりづらいと思う。またこの事務の共同化が図られた場合に事務量がどうなると考えているか？

→事務の共同化の具体的な項目については、これまでの市町村事務のバラツキ等様々な調整が必要と考えられるので、今後市町村連携会議・作業部会の中で議論して進めていきたい。

共同化による事務量の変化については、当面は変わらないと考えるが、市町村にとって事務量の減少でメリットとなることができることがあれば検討していきたいし、各都道府県の状況も調査・把握した上で、効率化して制度が運営できるような方法を提案していきたいと考えている。

●次回の協議会の予定は？

→今回のご意見をもとに、素案を精査し、次回協議会で最終形をお示したい。次回は答申案とするところまでご議論いただきたいと考えている。

●次回開催日時の調整

出席委員間での調整の結果、12月7日（木） 15時～で予定。